

奈 個 情 第 2 8 号  
令和2年10月29日

奈良市長 様  
(担当課 福祉部国保年金課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る  
諮問について (答申)

令和2年9月9日付け奈福国第276号で諮問のあった下記の件について、別紙  
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-6号】

Web口座振替受付サービスに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第34号

諮問：個情第02-6号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市長（以下「実施機関」という。）が、事業者が提供するWeb口座振替受付サービスに係るシステムを利用し、実施機関の管理する端末機器と当該事業者が管理するデータサーバを結合し、当該データサーバ上で国民健康保険料の申込者に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

実施機関は、Web口座振替受付サービスに係るシステムについて、次のとおり説明した。

#### 1 Web口座振替受付サービスについて

##### (1) Web口座振替受付サービスに係るシステムの導入の経緯について

実施機関は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、来庁せずにできる手続や待ち時間を短縮できるサービス等の利用のため、国民健康保険料のWeb口座振替受付サービスを提供するものである。

Web口座振替受付サービスは、国民健康保険料の納付の方法の一つである口座振替の新規申込、振替口座の変更等の申込について、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを通じて登録し、当該口座から引き落とすことにより、国民健康保険料の納付を実施するサービスである。この申込には、金融機関や市役所に出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や届出印を押印する必要はない。

##### (2) Web口座振替受付サービスの流れ

ア Web口座振替受付サービスの申込者（以下「申込者」という。）は、奈良市ホームページにアクセスし、事業者が提供するWeb口座振替受付サービスの申込サイトで、基本情報やメールアドレスなどの情報を入力する。

イ 申込者は、アで登録したメールアドレスに送信されたサイトにアクセスし、口座情報等を登録する。

ウ イで登録した口座情報等は、Web口座振替受付サービスのデータサーバ（以下「データサーバ」という。）を通じて、当該金融機関で口座情報等

を確認する。

エ ウで金融機関が認証した口座情報等の結果はデータサーバを通じて、申込者のメールアドレスに送信される。

オ 実施機関は、データサーバに保存されたエの口座情報等を実施機関の端末機器に転送する。

## 2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、Web口座振替受付サービスを利用するに当たり、次のような措置を講じることで、申込者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 申込者に係る個人情報を受信する実施機関の端末機器を限定するとともに、当該端末機器のログインIDやパスワードによるアクセス権限を設定することによりシステムにアクセスする職員を制限すること。
- (2) Web口座振替受付サービスによる個人情報の取扱いについて、その作業手順を定めた「個人情報管理マニュアル」を作成すること。
- (3) データサーバから取得した個人情報は、情報系ネットワークから分離された安全性の高い行政専用（LGWAN系）ネットワークに設けられた閉域のLGWANアクセス領域で作業を行うこと。
- (4) 当該事業者が講じた次の措置を確認していること。

ア Web口座振替受付サービスのデータサーバにおいて個人情報の取扱いについては、データの保管は暗号化による保存、サービス利用に当たっては、IPアドレス制御及び閲覧制限により個人情報の漏えい防止を担保していること。

イ 「プライバシーポリシー」を定め、その基本方針に基づき、「情報セキュリティ」、「個人情報保護」等の規定を定め、具体的な「物理的対策」、「人的・組織的対策」並びに「技術的対策」及び「インシデント発生時」の体制を講じていること。

ウ 当該事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度のJISQ15001の認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証を取得していること。

## 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が申込者に係る個人情報を適正に取り扱うために第2の2(1)から(4)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「Web口座振替受付サービス」を利用することについて、公益上の必要があ

り、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。  
よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該申込者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が「Web口座振替受付サービス」を利用し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

「Web口座振替受付サービス」における本人確認の方法について、実施機関は、メールアドレスの登録と、奈良市の保険料を特定する記号番号の入力、本人の生年月日、名前、住所等で行うこととしているが、第三者が本人になりすますリスクが高く本人確認の方法としてメールアドレスでは不十分である。したがって、当分の間は、申込者が「Web口座振替受付サービス」の申込サイトで申込情報を入力するより前の段階で、実施機関が本人へ電話や郵便等のメール以外の方法で連絡を行い、本人確認を徹底することが必要である。

#### 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 9月 9日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 9月24日	令和2年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年10月29日	令和2年度第5回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年10月29日	実施機関に対して答申を行った。

#### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	

佐々木 育子	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	会長職務代理者